

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第4章 快適で利便性の高い魅力あるまち				節	第1節 交通対策					責任者	所属	秘書企画課
基本施策	交通対策				総合計画書記載ページ	P132-135					氏名	佐野 剛	
施策がめざす 将来の姿	●鉄道やバスの利便性が向上し、だれもが利用しやすい交通環境が整っています。				基本施策 の実施状況・成果 【総括的評価】	・鉄道やバス等の利便性の向上としては、デマンド型乗合タクシーの運行により、高齢者、障害者及び子育て世代の医療機関等への移動を支援するとともに、公共施設への移動の利便性の向上を図っている。また、都市計画道路桜通線の用地買収も進めている。 ・人にやさしい移動環境の整備としては、新たに整備される都市計画道路については、道路構造令に基づき整備を行っている。また、その他の公共施設整備にあたっては、「岩倉市人にやさしい街づくり計画」等に従い整備を行っている。 ・跨線橋の整備による東西交通の円滑化としては、都市計画道路北島藤島線を平成29年3月30日に供用を開始し、東西交通の円滑化が図られた。							
	●歩行者や自転車のためのバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入が進み、だれもが移動しやすいと感じています。												
目標値	基本成果指標			単位	基準値		現状値					目標値	算出根拠
	電車・バスなどの公共交通の利便性に満足している市民の割合			%	年度	基準値	H24	H25	H26	H27	H28	H32	・市民意向調査、市民アンケートによる
					H25	79.1	-	79.1	-	-	74.3	80.0	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 鉄道の利便性の向上	岩倉駅周辺駐輪場の放置自転車撤去台数	565台(H26)	657台	603台	450台					○	
	岩倉駅周辺駐輪場の整備台数	2,241台(H26)	2,241台	2,286台	2,300台						
① 名鉄犬山線の輸送サービスの向上及び駅施設の整備促進	輸送サービスの向上及び駅施設の利便性や安全性向上のため、尾北地区広域交通網対策連絡協議会等を通じて、駅施設のバリアフリー化や駅舎改良などの実現に向けて関係機関へ要請していきます。					尾北地区広域交通網対策連絡協議会を通じて、石仏駅東側のホームの拡幅及び改札口の設置について、最重要要望項目とし、名古屋鉄道に対し要望を行っている。また、駅施設のバリアフリー化については新たに要望事項にあげ、対応を要望した。			現時点で、石仏駅東側のホームの拡幅及び改札口の設置についての具体的な動きはない。	引き続き、名古屋鉄道と協議を進めながら、検討していく。	○
② 岩倉駅東駅前周辺の交通の円滑化	岩倉駅へのアクセス性向上と交通の円滑化を図るため、都市計画道路桜通線及び江南岩倉線の整備を推進します。					都市計画道路桜通線については、平成26年4月に愛知県知事より都市計画事業認可を受け、用地買収に着手し、平成28年度末の用地買収率は36.91%(758.16㎡)となっている。都市計画道路江南岩倉線については、愛知県に対しても早期事業着手に向け働きかけを行っている。			都市計画道路江南岩倉線については、現時点では事業着手の見通しが立っていない状況である。	両路線とも円滑な事業推進を図るために、関係権利者を始め住民の気運を高めるとともに、愛知県と事業手法を検討する。	○
③ 駅周辺での駐輪場の確保及び利用促進	岩倉駅周辺の駐輪場の利用が一部施設に偏在していることから、市営駐輪場の有料化などによる適正な利用促進策や、利用状況に応じてオートバイ等を含めた新たな駐輪場の確保を検討します。また、駐輪場における放置自転車の整理と撤去により施設の活用促進を図ります。					旭跨線橋下東自転車駐車場増設により新たな駐輪場の確保を図った。また、既存の駐輪場が効率・効果的に利用されるように、放置自転車の整理と撤去により施設の活用促進を図った。			市営駐輪場の有料化やオートバイ等を含めた新たな駐輪場の確保に向けた検討が引き続き必要である。	引き続き、駐輪場の確保に向けた取組を進めて行く。	○
(2) バス等の利便性の向上	路線バスの1日の運行本数	162本(H26)	162本	155本	170本					○	
	路線バスの運行本数に対して満足している市民の割合	73.4%(H26)	-	67.3%	78.0%						
① 民間路線バスの維持・充実	民間路線バスの維持・充実のため、尾北地区広域交通網対策連絡協議会等を通じて、バス路線の拡充・新設などを関係機関へ要請していきます。					尾北地区広域交通網対策連絡協議会を通じて、九日市場線の延長について、名鉄バスに対し要望を行っている。			現在、九日市場線の延長についての具体的な動きはない。	引き続き、名鉄バスと協議を進めていく。	○
② 高齢社会に対応した総合交通対策の実現	高齢者や体の不自由な人及び子育て世代等の社会参加を促進するため、デマンド型乗合タクシーの利用促進を図るとともに、高齢社会に対応した交通対策を実現していきます。					平成25年度から岩倉市地域公共交通会議を設置し、既存の公共交通の存続を前提としたデマンド型乗合タクシーの導入についての合意を得て、1年間の実証運行を行い、平成26年10月から本格運行をしている。			当初に設定した乗車数の目標値に達していないため、デマンド型乗合タクシーの利用促進が必要である。	デマンド型乗合タクシーの利用促進に努めるとともに、更なる交通対策を検討する。	○
(3) 人にやさしい移動環境の整備	子どもや高齢者にとって安全に徒歩や自転車で外出できるまちだと思える市民の割合	32.7%(H26)	-	32.8%	32.0%					○	

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
① 歩行空間のバリアフリー化等の推進	だれもが安全・快適に利用できる歩行空間を創出するため、人にやさしい街づくり計画等に基づき、歩道部の段差解消や点字ブロックの設置などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を進めます。					新たに整備を行っている都市計画道路においては、「岩倉市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」等に基づき歩道の整備や計画、設計を行っている。		新規の都市計画道路以外では、費用的な面もあり歩道の段差の解消や点字ブロックの設置などの事業は進んでいない。	引き続き、新規整備路線については、歩行空間のバリアフリー化を進めていく。	○
② 公共施設のバリアフリー化等の推進	人にやさしい街づくり計画等に基づき、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入により、だれもが安心して利用できる公共施設の整備に努めます。					公共施設の整備にあたっては、「岩倉市人にやさしい街づくり計画」とともに平成22年度に作成した公共施設整備の設計・施工上の技術的基準に基づき整備を行っている。 公共施設へのユニバーサルデザインの導入については、北島児童遊園のトイレについて、岩倉市ユニバーサルデザイン研究会の委員に意見を聞き整備した。		公共施設については、未だ改善の余地があり、施設管理者において計画的に整備を進める必要がある。	引き続き、公共施設の改修等の際に、バリアフリー化を進めていく。	○
(4) 跨線橋の整備による東西交通の円滑化	都市計画道路北島藤島線整備率	63.3% (H26)	85.4%	100.0%	100.0%				○	
① 跨線橋の整備による東西交通の円滑化	市内東西交通のより一層の円滑化をめざし、市南部を東西に横断する都市計画道路北島藤島線の道路高架整備を推進します。					平成28年度で予定通り整備が完了し、平成29年3月30日に供用を開始し、市南部の東西交通の円滑化が図れた。		安全対策のため新堀用排水路との交差点に信号設置を公安委員会へ要望していたが、供用開始時には設置されなかった。 当該交差点は、車両及び歩行者横断のために信号が必要であるため、引き続き強く要望する必要がある。	引き続き、新堀用排水路との交差点に信号設置を公安委員会へ要望するとともに、信号設置時には交差点改良を行う。	○

		4					2									
							P136139									
							28					29 3				
		()				H25	69.6	-	24	25	26	H27	H28	32		
						H25	69.6	-	69.6	-	-	68.8	73.0			

						27	28	32							
1			69.3 (H25)	-	61.1	700									
			65.0 (H26)	650	68.5	76.6									
						23 5)	100	28 (=	95	646				
						26 28	37	28	646	40	29 3 30				
						28	2	4							
2			98.8 (H24)	988	98.8	100.0									

			27	28	32					
							28			
						26 4 758.16	36.91			
	P97									
3		79.9 (H25)	-	66.3	90.0					
							15	2	29	

			27	28	32			
	PR							
	P142							
	(P142)							
	(P74)							

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
						少している。簡易除却活動団体の登録件数は平成 28 年度末で 5 団体 26 名となっている。				
② 景観意識の高揚	良好な街並みの景観形成や、うるおいのあるまちづくりに寄与するなど、良好な地域環境の形成に貢献していると認められる建築物や街並みなどの表彰制度を検討し、市民と行政が一体となった都市景観の啓発に努めます。					愛知県において毎年度、まちなみ建築賞を実施しており、該当物件がある場合は市で推薦を行っている。平成 28 年度は該当物件がなかった。		近年、一団の街並みを形成するような大規模住宅開発が行われておらず、既存の住宅等についても該当する物件はない。	市が地区計画等を定めるなど景観誘導を行っていく必要がある。	△
③ 美化活動の促進	快適でうるおいのある都市景観を創出するため、市民との協働により花のあるまちづくり事業を推進します。また、地域の景観を維持するために市民の協力により行っている違反広告物の撤去など、さらに市民との協働を推し進めながら美化活動を促進します。					花のあるまちづくり事業は、市民ボランティア団体である「ふれあい花の会」に委託している。また、違反広告物の撤去にあたっては市と屋外広告物簡易除却団体とともに実施しており、ともに魅力ある都市景観づくりに効果を上げている。		特になし。	引き続き、花のあるまちづくり事業や違反屋外広告物の撤去に当たっては、市民との協働により進めていく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第4章 快適で利便性の高い魅力あるまち	節	第6節 上水道	責任者	所属	上下水道課					
基本施策	上水道	総合計画書記載ページ	P151-153	氏名	松永 久夫						
施策がめざす将来の姿	●サービスがよく健全な水道事業が運営され、安心して飲める良質な水が安定的に供給されています。	基本施策 の実施状況・成果 〔総括的評価〕	<ul style="list-style-type: none"> ・安心で安全な水を安定的に供給するための定期的な点検と管路更新を進めている。 ・安定した水質を維持するため老朽化している配水管の更新等を目的とした第4期配水管整備計画を作成した。 ・基幹管路について耐震化計画に基づき、耐震管布設替工事を実施し、耐震化率の向上を図っている。 ・運営基盤の強化として、コンビニ収納、口座振替受付サービスなど、利用者への利便性の向上により、収納率の向上を図った。 								
目標値	基本成果指標		単位	基準値	現状値			目標値	算出根拠		
	安全で安定した水道水の確保に満足している市民の割合		%	年度	H25	H26	H27	H28		H32	
			基準値	86.0	-	86.0	-	-	92.4	90.0	・市民意向調査、市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 安心で安定的な供給	有収率 (%)	92.1% (H26)	91.5%	91.5%	94.7%					◎
① 水資源の確保	自己水源は、安定給水や危機管理面でも有用な資源であることから、適切な維持管理による保全を図ります。また、水需要を的確に把握し、自己水源からの取水と県営水道からの適正な受水を図ります。					水源の機械設備の点検を定期的に行っている。また、自己水源の過大な汲み上げによる井戸崩れなどがないよう、自己水と県水をバランスよく配水する必要があるため、毎日配水量の確認を行っている。		大規模な渇水時になると県水の受水に制限を受けることになるので、そうした非常時にも対応できるように現状を維持し、自己水源を長期的に使用するための管理が必要。	設備等の点検や配水量の確認を引き続き実施していく。	◎
② 水道施設の計画的な整備・更新	配水管整備事業計画に基づき、水量・水圧不足解消のための配水管拡張やブロック化等を推進するとともに、効果的な漏水調査の実施により有収率の向上を図ります。また、水源施設等の定期的な点検と的確な状況把握により計画的な更新を推進します。					第3期配水管整備計画に基づいて整備事業を進めている。計画年度が平成28年度で終了するため、第4期整備計画を作成した。 また、漏水の発見及び通報への迅速な対応で有収率の向上に努めている。 水源施設についても定期的な点検と老朽化した設備の更新を計画的に実施した。平成28年度は配水場ポンプ3台の取替工事を実施した。		水源施設の老朽化に伴う更新計画も平成32年度で終了するため、引き続き更新計画を作る必要がある。	作成した第4期整備計画に基づき事業を進める。 また、漏水の早期発見のため対策を強化していく。 水源施設についても平成33年度以降の更新計画を作成していく。	◎
③ 水質管理の充実	適切な浄水処理や水質監視の強化を図るとともに、給水栓までの水質管理を的確に実施することにより、安全で良質な水道水の供給を推進します。					13か所ある水源施設の定期的な点検と水質管理を毎日実施している。		洗管作業が必要な地域への対応強化が必要である。	引き続き、13か所ある水源施設の定期的な点検と水質管理を毎日実施していく。	◎
(2) 災害対策の充実	管路耐震化率 (%)	29.6% (H26)	30.9%	31.8%	34.0%					◎
① 被害発生の抑制	発生が懸念される大規模な地震災害での断水被害を最小限に抑えるため、幹線管路のネットワーク化や耐震化計画に基づく効果的な耐震整備を図り、災害に強い水道施設の構築を推進します。					基幹管路については、更新計画に基づき西市町及び鈴井町にて布設替工事を実施した。また、配水管については、第3期配水管整備事業計画に基づき大山寺町及び曾野町にて布設替工事を実施した。		効果的に事業を進めていくには他事業（県事業等）との調整が必要となる。	実施設計を基に、耐震化工事を進め耐震化率の向上を図る。	◎
② 応急給水の充実	災害等による大規模な断水には、水道事業地震防災応急対策要綱や各種マニュアルにより、応急給水や施設復旧に向けて迅速かつ効率的に行動ができるよう訓練を強化するとともに、内容の充実や見直しを適切に行います。また、応急給水用資器材の整備と近隣事業者や関係機関との連携強化により災害対応能力の向上を図ります。					応急給水訓練について、市の総合防災訓練及び愛知県と共同で支援連絡管の訓練を実施するとともに、BCP訓練においても給水車を使用した飲料水確保の体制を確立している。 また、非常用飲料水容器について、昨年1,000袋購入した。		非常用飲料水容器が全世帯をカバーできていない状況であり、引き続き購入し備蓄する必要がある。	応急給水訓練の実施と非常用飲料水容器の購入を引き続き実施していく。	◎
(3) 運営基盤の強化	現年度収納率 (%)	98.5% (H26)	98.8%	98.9%	98.8%					◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標				個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由			積み残し課題（新たな課題）
個別施策の名称	個別施策の内容								
① 経営の健全化	水道料金の適正な設定や業務の一部民間委託等による効率化・合理化、運営体制の強化などにより経営改善を図り、健全な水道事業を推進します。				安全な水を継続的、安定的、効率的に供給するために民間業者の技術と経験を活かし、業務の効率化を図れるよう検針総合徴収業務と配水施設等運転管理業務の民間委託を実施している。		給水戸数が増加している傾向にあるため、収支としては減少していないが、大幅な人口減少を迎えた時に収益の増加が見込めない。今後、財政状況が悪化することがあれば、料金改定が必要となる。	収納率向上のため、委託業者とのミーティングを定期的に開催し、未収金が出ないよう効果的な対策に取り組む。	◎
② 利用者サービスの向上	多様化する利用者ニーズを的確に把握し、開閉栓手続や料金支払等の利便性向上をめざすなど、きめ細かなサービスの充実を図ります。また、経営状況などをわかりやすく情報提供し、利用者の視点に立った信頼される水道事業を推進します。貯水槽水道については、安全性確保のため管理指導と情報提供を促進します。				民間企業の経営手法と専門的管理により、きめ細かな管理を実施している。また、コンビニ収納、口座振替受付サービス及び閉栓時の現地清算も実施し、収納のサービス向上にも取り組んでいる。水道事業の経営状況や貯水槽水道の適正管理の方法などについては、広報紙に掲載し情報提供をしている。		耐震化事業の推進や老朽化施設の更新等で事業費の増加が懸念されるため、収納率を維持していくことが必要。	閉栓時の現地清算などの利用者サービスの維持向上を図っていく。	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

4		7			VWÉ4(1"					
		-	P154156		Çl ,μ					
Ö - ²] x È²° b È2A @ 5 • I € / "#Ö\$× [#Ö Ä(Ö1í ? ^ È#" C \ ^ W Z 8 r M					í ¶ ¹ W È4(b N4 _ X 8 Z c ¹ B 37 ° Ø r [b W È4(Z OÈ#i [6 • " i © Û ä É Û ä _ ö Y A 8 Z t 4 u • \ \ v _ W È4('ö b , Þ Ä • Ó Û 1* t < M • ^] 4:) ^) T ä'ö#. _ " u S r S Z _ • Ý t 9 × u • S u K) F • 4 _ v ' \$ × _ v -) † T í W È4(_ P M • # O Ž • 4 _ X 8 Z c È (i x i € j r X ~ t < # Y K S - 1 ' h \$ í b o ? d 1 Ä ' ¼ [P R † / œ W S í ¶ ¹ W È4(b O È # i æ ¥ _ X 8 Z c È (i \ í Ö l i ª [œ G # . w i t Ö ç * (Z / ö " 5 b Ø % ± _ " u S					
				24	25	26	H27	H28	32	
#Ö q < È #. _ 62Š K Z 8 • w , b m œ		H25	75.5	-	75.5	-	-	-	78.0	í w , - ¥ 1* w , " ä È í ° _ •
W È4(Z " á		H26	61.9	58.3	60.4	61.9	64.2	65.8	69.1	

		27	28	32		
1	β È #. Ç • l" á	74.9>#(H26)	75.8>#	76.9>#	86.3>#	Ñ
	È Y i" á	89.1>#(H26)	87.9>#	89.3>#	90.1>#	
	W È4(l" á b ¥ V t u J K Z - ²] ' È ¶ ¹ W È4(b O È # i \$ × ^ Z † W ~ W È4(Z æ b Ñ ± _ " u • \ \ v _ W È4('ö b l è x è 2 / ö Ý Z ^] b O È # i \$ × ^) T ä'ö#. † / œ 8 < Ö ç b μ +) T ä _ " u r M					Ñ
	¶ ¹ W È4(Z _ • È2A - ² ^] b Ý t 9 × u • S u _ ¶ ¹ W È4(b ² O [ö _ X 8 Z h \$ í M • \ \ v _ / % 2 (6 W O † D Ø & < È / ö) % D Ø > ' b q # Ý P R K j # Ý 6 ä æ _ > E • í Æ < È Ö ç b Ö ç * (l g ¶ ¹ W È4(l b © † K) F † • 4 K r M					Ñ
	¶ ¹ W È4(b O È # i æ ¥ b ... æ _ X 8 Z c " , # . w i t x C s v ~ t ? } œ G # . w i t l b) p < † • 4 K] x < È²° b È2A 5 • _ " u r M					Ñ
	β È #. † M • S u b) T ä'ö#. ¥ « ° b 3 M ö _ X 8 Z % 4 _ > A ? E • \ \ v _ W È4(Q # Ý q x w % * ... 2 , 5 b p (á " á b ¥ V _ " u r M r S 4 : G ^ W È4(Q # Ý q b Ö ç _ ¥ E Z ¶ ¹ ü O È l b ä & / œ t è Ö K r M					Ö

